# ●前文(前回までの文案)

# ●前文

我孫子市議会は、市民から選挙で選ばれた議員により構成され、同じく市民から選挙で選ばれた我孫子市長とともに、市民の信託を受け我孫子市の代表機関を構成している。議会は議員による合議制の機関として、市長は独任制の機関として、それぞれの異なる特性を生かして、市民の意思を市政に的確に反映させるために健全な緊張関係を保ちながら、我孫子市としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられている。

私たちの我孫子市は、歴史・文化・自然を大切にし、手賀沼や利根川に囲まれた水と緑の豊かな環境を生かしたまちづくりを基本に歩み続けてきた。

これまで我孫子市議会は、議会運営の活性化と開かれた議会を目指し 議会改革に取り組んできたが、我孫子市を取り巻く社会環境は急速に変 化を続けている。このような環境の変化に適切に対応し、持続可能な自 治体として発展していくためには、市民の信託を受けた意思決定機関で ある議会は絶えざる自己変革を行っていかなければならない。

我孫子市議会は、今後の議会のあり方を明確にし、議会機能の充実と 議会の活性化をより一層進め、市民の負託に全力で応えていくことを決 意し、議会の最高規範として、ここに我孫子市議会基本条例を制定す る。

# ※附記:前回までの議論で出た意見等

# (前文)

※第12回特別委員会の検討を受けて、第13回特別委員会において新たな前文案を提示し検討を行い、新たな前文案3行目の「この2つの代表機関は、」を削除し、5行目の「競い合い、協力し合いながら、」を「健全な緊張関係を保ちながら、」に変更することで、現時点での前文案とすることで決定した。

#### <変更前>

「<u>この2つの代表機関は、</u>議会は議員による合議制の機関として、市長は独任制の機関として、それぞれの異なる特性を生かして、市民の意思を市政に的確に反映させるために<u>競い合い、協力し合いながら、</u>我孫子市としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられている。」

### ●目的•定義

#### (目的)

この条例は、地方自治の本旨に基づき、議会及び議員の活動原則等の基 本的事項を定めることにより、市民に開かれた倫理観ある質の高い議会と して市民の負託に応えるとともに、市議会の活性化を図り、住民福祉の向 活性化を図り」を追加することで決定した。 上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

# ※附記・前回までの議論で出た意見等

#### (目的)

||※目的の中に「市の基本構想」の文言はそぐわないとの意見があり、「基 ■本構想が目指す我孫子らしさのまちづくりを進め」を削除し、「市議会の」

※「地方自治法の本旨に基づき」を「地方自治の本旨に基づき」に変更す ることで決定した。

||※「住民福祉の向上」とあるが、骨子3の議員活動の原則においては「市民生活 の向上」としているため、表現について検討した結果、文言はそれぞれ変更しな いことで決定した。<骨子3と共通課題>(第14回特別委員会決定事項)

# (定義)

※定義を規定していないため、骨子及び表題から定義を削除してはどうかを検 討していただきたい。なお、必要な場合は、最終的な条例調整の際に検討して はどうか。(第15回特別委員会での検討事項)

# ●議会運堂の原則・議員活動の原則

# (議会運営の原則)

議会は、次に掲げる原則に基づき運営するものとする。

- (1) 市民を代表する議事機関として市民に開かれた議会とし、公正性及び 透明性を確保すること。
- (2) 議決責任を重く認識し、迅速に議会としての意思決定を行うこと。
- (3) 多様な市民の声を的確に把握し、市政に反映させること。
- (4) 議員間の計議を積極的に行い、市政の課題に関する論点や争点を明**(3) 多様な市民の声を的確に把握し、市政に反映させるための議会運営を行** らかにすること。
- (5) 政策立案及び政策提言に積極的に取り組むこと。

# (議員活動の原則)

議員は、次に掲げる原則に基づき活動をするものとする。

- の討議を重んじること。
- (2) 市政の課題及び**多様な市民の声**を的確に把握することに努め、政策 → 議員間の討議は、骨子3・6・7に同様の記述があるため、骨子6を削 立案及び政策提言を行うことにより、市民生活の向上を目指すこと。
- (3) 自らの資質向上のため、不断の研鑽に努めること。
- う努めること。

# ※附記・前回までの議論で出た意見等

(議会運営の原則)

- ※(1)と(3)の条文において、「運営」という表現が重なるため、次回特別委員 会で左記変更案をもとに検討することとした。(第14回特別委員会保留事項) <変更前>
- ||(1) 市民を代表する議事機関として公開性、公正性及び透明性を確保し、市民 に開かれた議会運営を行うこと。
- ※(3)の条文において、「市民の多様な意見」という表現と議員活動の原則(2) の条文において、「多様な市民の声」という表現について検討し、「多様な市民 の声」に統一することで決定した。(第14回特別委員会決定事項)
- ※議員間の討議は、委員会活動において議案、請願・陳情、共通する重要 (1) 二元代表制の一翼を担う意思決定機関であることを認識し、議員間 □なテーマについて行うこととし、条例に明記することで決定した。なお、 その詳細、運用方法については今後検討することとした。
  - 除することで決定し、骨子7以降繰り上げた。
- ※通年議会については、全国的にも例が少ないため、特別委員会において先 (4) 議員は自らの議会活動について、市民に対して説明責任を果たすよ 進事例を参考に検討を行った。なお、以下のような様々な意見があった。
  - ・議会が機動的に動くためには、デメリットよりメリットのほうが大き く、通年議会を導入するべきである。
  - ・議会の意思で議会を開けるため、通年議会を導入するべきである。
  - ・従来の会期を踏襲し、通年議会とするのは、形式的ではないか。
  - ・通年議会は、効率性に疑問がある。
  - 現状の制度を活用することで対応できる。
  - ・通年議会の検討は必要と考えるが、議会基本条例に明記する必要はな
  - →通年議会については議会基本条例に明記しないことで決定した。なお、検討 に当たり様々な意見が出されたため、議員全員協議会の資料には両論併記す ||ることとなった。また、通年議会の導入については、別途協議の場を設けて研究 することが確認された。(第14回特別委員会決定事項)

(議員活動の原則)

|※(2)の「市民生活の向上」とあるが、骨子2の目的・定義においては「住民福 |祉の向上」としているため、表現について検討した結果、文言はそれぞれ変更し ないことで決定した。<骨子2と共通課題>(第14回特別委員会決定事項)

※二元代表制については、文案のとおり明記することで決定した。なお、 逐条解説等で説明を加えることとした。

# ●議会運堂の原則・議員活動の原則

# (会派)

議員は、同一理念を共有する他の議員と議会活動を行うための会派を結 成することができる。

2 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等において議論を尽くし、そ の意思を表明することができる。

#### (議員全員協議会)

議員全員協議会について必要な事項は、我孫子市議会議員全員協議会規程 ■ (議員全員協議会) (平成6年我孫子市議会訓令第3号)で定めるものとする。

# ※附記・前回までの議論で出た意見等

### (議会運営委員会)

||※「議会運営委員会」については、地方自治法及び委員会条例で定められ ているため、あえて条例明記しないことで決定した。

#### (会派)

※文案のとおり条例に位置づけ、明記することで決定した。

※文案のとおり条例に位置づけ、明記することで決定した。

# (代表者会議)

※議会基本条例に明記しないことで決定した。

# ●市民と議会の関係

#### (情報公開)

議会は、議会活動に関して有する情報を積極的に公表し、透明性を高め るとともに、説明責任を十分に果たすものとする。

2 議会は、すべての会議を原則公開とする。

#### (議会への市民参加)

の意見を聴取する機会の確保に努めるものとする。

# (議会報告会・意見交換会)

議会は、市民に対し議会で行われた議案等の審議の経過及び結果について ※ 当項目は、以下のような様々な意見があった。 **議会報告会を行うとともに、多くの市民の声を意思決定に反映させるため、意見 ||・議会としての議会報告会等の開催は必要である。** 交換会を開くものとする。

2 詳細に関し必要な事項は、別に定める。

# ※附記・前回までの議論で出た意見等

# (議会への市民参加)

※市民の青務(市民に求めるもの)については、条例に明記しないことで決定し た。(\*市民は主権者としての責務を果たすため、主体的かつ能動的に市政及 議会は、市民の意向を議会活動に反映することができるよう、広く市民 ||**び議会に関する情報を入手し、意見を述べ、市議会の活性化に寄与するよう努** めるものとする。)(第14回特別委員会決定事項)

# (議会報告会・意見交換会)

- 議会報告会は必要ないのではないか。
- ・各会派・議員が報告会や意見交換会を行っていることなどから条例に明 記する必要はないのではないか。
- 議会報告会の位置づけが一番の課題。議会報告会とするのか、意見交換 会とするのか。
- ・議会報告会等を行うのであれば、議員全員の賛同が必要である。そう いった意味では、努力義務の範囲になってしまう部分もある。
- ・議会報告会等を行っている先進地ややめた先進地を調査し、安易ではな く十分煮詰めたうえで決める必要があるのではないか。
- ・委員会活動の議論において、出前委員会等の手法を中心に実施すべきと の意見があった。これらについて、整合性を図る必要がある。
- ◆案件により場を設定できるように条例上、縛りをかけない書き方を検討。 する必要があるのではないか。
- ・議会報告会は、年1回以上開催することは必要ではないか。
- ▶議会からの報告の後に、テーマを決めて市民と意見交換を行ってはどう。 か。
- → 「議会は、市民に対し議会で行われた議案等の審議の経過及び結果につい て議会報告会を行うとともに、多くの市民の声を意思決定に反映させるため、意 |見交換会を開くものとする。 2 詳細に関し必要な事項は、別に定める。」を条 文に加えることで決定した。なお、検討に当たり様々な意見が出されたため、議 ||員全員協議会の資料には両論併記することとなった。(第14回特別委員会決定 事項)

# ●議会と行政の関係

# (議会と市長等の関係)

議会は、市民の意思を代表する合議制の機関として、二元代表制の趣旨 を踏まえ、常に市長等と健全な緊張関係を保ち、市政発展に取り組まなけ ればならない。

2 議長から本会議及び委員会に出席を要請された市長等は、議長又は委 員長の許可を得て、議員の**質疑及び質問**に対して、論点を明確化し議論を 深める目的で反問する事ができる。

### (議決事件の追加)

議会は地方自治法第96条第2項の規定に基づき、必要な事項を議決事 項として追加する場合は、その理由及び根拠を明確にしなければならな 11

#### (議会審議における論点及び争点整理)

いて、議会審議における論点を整理し、その審議を深めるため、市長等に 対し、次の各号に掲げる事項の説明を求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (4) 市民参加の実施の有無及びその内容
- (5) 政策等の実施に係る財源措置及び将来にわたるコスト計算

# (政策立案及び政策提言)

議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて積極的に政策立案及 び政策提言を行うものとする。

# (予算及び決算)

議会は、予算及び決算の審議に当たっては、市長等に分かりやすい説明 を求めるものとする。

- 2 議会は、市長等が予算を適切に執行しているか監視・評価を行うもの とする。
- 3 議会は、決算審査に当たって市長等が執行した事業等の評価を行うも のとする。

# ※附記:前回までの議論で出た意見等

#### (議会と市長等の関係)

※反間権については、その目的を含めて条例で明記することで決定した。 ※二元代表制については、文案のとおり明記することで決定した。なお、 涿条解説等で説明を加えることとした。

※2の「質疑又は質問」を会議規則第63条の2の条文にあわせて、「質疑及び 質問」に変更することで決定した。(第14回特別委員会決定事項)

### (議決事件の追加)

※「議決事件を追加又は削除する場合は、その理由及び根拠を明確にしな ければならない。」と規定を加えることにより、今後、どういった案件を 対象にするか含みを持たせることとし、条例に明記することで決定した。 ※条例案に地方自治法を引用している箇所が他にないため、「法」でなく 「地方自治法」とすることで決定した。

# (議会審議における論点及び争点整理)

- 議会は、重要な政策、計画、事業等(以下、「政策等」という。)につ **※**「議会審議における論点及び争点整理」は、「政策等形成過程の説明」 ■とあわせて条例に明記することで決定した。なお、詳細は、今後検討する。 こととしている。
  - ※ (3) 総合計画との整合性については、条例に明記しないことで決定 し、(4)以降を繰り上げた。

# (政策立案及び政策提言)

※文案のとおり明記することで決定した。なお、手法や課題についての詳 細は、条例施行後に検討することととした。

# (予算及び決算)

※「2 議会は、市長等が予算を適切に執行しているか監視・評価を行う ■ものとする。」を条文に加えることで決定した。

●議会と行政の関係	※附記:前回までの議論で出た意見等
作成し、市長に提出することができる。	(議会費の充実) ※条例に明記することで決定した。なお、詳細は、今後検討することとしている。 ※「確立」という表現を「充実」に変更することで決定した。
	※タイトルと本文に「適正な」という表現が重複しているため、本文の文案を含め、検討し、タイトルの「適正な」を削除し、「議会費の充実」とすることで決定した。 (第14回特別委員会決定事項)
	(文書質問) ※議会基本条例に明記しないことで決定した。

### ●委員会活動

#### (委員会の活動)

議会は、市政の諸課題を適正に判断し、委員会の専門性と特性を活かし た適切な運営に努めなければならない。

- 2 議会は常任委員会、特別委員会等の運営に当たり、参考人制度及び公 ∥い。」については、骨子4において原則公開としているため、あえて条例 聴会制度を活用するものとする。
- 3 議会は、委員会審査に当たって、資料等を積極的に公開し、市民に分 かりやすい議論を行うように努めなければならない。
- 4 委員長は、議員間の討議を積極的に行い、委員長報告に当たっては、 審査における論点や争点等を明確にするよう努めるものとする。

# ※附記・前回までの議論で出た意見等

(委員会の活動)

- ※4の委員長報告について、条例に明記することで決定した。
- ※「委員会は、委員会条例に定めるところにより公開しなければならな に明記しないこととした。

# ||※議会報告会・意見交換会等の検討した結果、出前委員会等については明記 しないことで決定した。(第14回特別委員会決定事項)

※議員間の自由討議については、「自由」という言葉を削除して「議員間」 の討議」として議会基本条例に定めることとした。なお、テーマを決め理 解を深めることを目的に委員会で行うことが確認された。

※4の「議員間の討議による合意形成に努め、」を議員間の理解を深める。 ことが目的のため、「議員間の討議を積極的に行い、」に変更することで 決定した。

# ●議会及び事務局体制の充実(政務活動費を含む)

#### (議員研修の充実強化)

議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充 ※この条例に関する周知・研修は、骨子10に記載することで決定した。 実強化を図るものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野から専門的知識を 取り入れるよう努めるものとする。

#### (他の自治体議会等との交流及び連携)

議会は、他の自治体議会等との交流及び連携を図り、分権時代に対応し た議会のあり方についての調査研究を図るものとする。

#### (議会事務局の体制整備)

議会は、政策提案機能、立法機能、監視機能及び調査機能を補助させる ため議会事務局の体制整備を行うものとする。

#### (議会図書室の利用)

議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会図書室の 図書の充実に努めるものとする。

# (議会広報の充実)

議会は、情報通信技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用し、多く の市民が議会及び市政への関心を高めるため議会広報活動の充実強化に努 めるものとする。

# (政務活動費)

政務活動費は、我孫子市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13 年条例第26号)の定めるところにより、適正に執行しなければならな 11

# ※附記・前回までの議論で出た意見等

(議員研修の充実強化)

(他の自治体議会等との交流及び連携)

要との意見があり、条例に明記することで決定した。

# (政務活動費)

■※文案のとおり条例に位置づけ、明記することで決定した。

# ●議員の政治倫理、身分・待遇(定数・報酬を含む)

#### (議員の政治倫理)

議員は選挙で選ばれた市民の代表として市民の負託に応えるため、高い 倫理観が求められていることを深く認識し、品位・清廉を尊び、高い見識 を身につけなければならない。

# (議員定数)

議員定数は我孫子市議会議員の定数を定める条例(平成14年条例第2 1号)で定めるものとする。

2 議会は、議員定数の改正に当たっては、参考人制度及び公聴会制度を 十分に活用することにより、市民の意向を把握し、本市の実情にあった定 数を検討するものとする。

# (議員報酬)

議員報酬は、我孫子市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 (昭和31年条例第15号)で定める。

- 2 議会は、議員報酬の改正に当たっては、参考人制度及び公聴会制度を 十分に活用することにより、市民の意向を把握することができるものとす
  ■長に報告するものとする。」に変更すること。 る。
- 議会は、前項の規定により把握した結果を市長に報告するものとす る。

# ※附記・前回までの議論で出た意見等

# (議員の政治倫理)

■※先進市の一部で見られる「政治倫理条例」は、別途策定しないことで決 定した。

※2「議員の地位・権限を行使することにより、市長等の公正な職務執行 |を妨げること及び疑惑を持たれる行為をしてはならない。| は、議会基本 条例に明記しないことで決定した。

# (議員定数)及び(議員報酬)

おいて「~条例で定める」とあえて規定する必要がないのではないかとの 意見が出たが、市民にわかりやすくなることから、今の時点では文案のと おり明記することとし、最終的な条例調整の際に、必要に応じて検討する ことととした。

※以下の事項について変更することで決定した。

- ▶・他の条文にあわせ、議員報酬の2「~把握することができる」を「~把 握することができるものとする。」に変更すること。
- ■・議員報酬の3「~市長に提出することができるものとする。」を「~市

# ●条例の位置づけ及び見直しの手続き

# (条例の位置づけ)

この条例は、議会における最高規範とする。議会は、議会に関する条例・規則等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

- 2 議会は、議員にこの条例に規定する内容の周知徹底を図るため、一般 選挙及び補欠選挙を経た任期の開始後、速やかに、この条例に関する研修 を行わなければならない。
- 3 議会は、市民の意思を市政に的確に反映させるため、継続的に議会改革に取り組むものとする。

#### (見直し手続き)

議会は、この条例の目的の達成の可否について、適宜、検証するものとする。

- 2 議会は、前項の規定による検証の結果、議会運営に関する制度の改善が必要と認められた場合は、この条例の改正を含め、適切な措置を講ずるものとする。
- 3 この条例の改正に当たっては、本会議において改正理由及び改正案の 提出に至った経緯について説明しなければならない。

# ※附記:前回までの議論で出た意見等

# (条例の位置づけ)

- ※「最高規範性」については、文案のとおり明記することで決定した。
- ※この条例に関する周知・研修は、骨子10に記載することで決定した。
- ※「条例その他の規定を制定し、」を「条例・規則等を制定し」に変更することで決定した。

#### (見直し手続き)

※見直しを行う場については、議会運営委員会でとの意見が多かったが、 継続性の観点から当面、議会改革特別委員会で協議を行い、その後、議会 運営委員会で条例改正の決定を行ってはどうかとの意見でまとまった。